

## 改正案

## 現行

## (製造営業の許可申請)

第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようとする者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事（当該製造所が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市）以下「指定都市」という。）の区域内にある場合にあつては、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四、第六十七条の一、第六十七条の十並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

## 2・3 (略)

## (販売営業の許可申請)

第十条 法第五条の規定による販売営業の許可を受けようと/or>者は、様式第六の火薬類販売営業許可申請書に事業計画書及び

## (製造営業の許可申請)

第二条 法第三条の規定による製造営業の許可を受けようと/or>者は、様式第一の火薬類製造営業許可申請書に事業計画書、危害予防計画書及び会社にあつては定款の写しを添えて、製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長（火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号。以下「令」という。）第六条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する都道府県知事。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第一項第一号の製造所については、当該製造所の所在地を管轄する指定都市の長）。第六条第八項及び第九項、第七条、第八条第二項、第四十一条第一項、第四十二条第二項、第四十三条、第四十四条の二第二項及び第三項、第四十四条の三第二項、第四十四条の四、第四十四条の十四、第六十七条の一、第六十七条の十並びに第八十一条の十四の表第一号及び第二号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書及び危害予防計画書の添付を省略することができる。

## 2・3 (略)

## (販売営業の許可申請)

第十条 法第五条の規定による販売営業の許可を受けようと/or>者は、様式第六の火薬類販売営業許可申請書に事業計画書及び

会社にあつては定款の写しを添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事（当該販売所が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第八十一条の十四の表第四号及び第五号において同じ。）に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書の添付を省略することができる。

2  
(略)

### (火薬庫の新設又は変更の許可の申請)

第十三条 法第十二条第一項の規定により火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けようとする者は、様式第七の火薬庫設置等許可申請書に火薬庫工事設計明細書を添えて、当該火薬庫を設置しようとする場所又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事（当該場所又は所在地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該場所又は所在地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

2

(略)

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

## 第十四条

2

(略)

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条  
(略)

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2

### (火薬庫の新設又は変更の許可の申請)

**第十三条** 法第十二条第一項の規定により火薬庫の設置、移転又はその構造若しくは設備の変更の許可を受けようとする者は、様式第七の火薬庫設置等許可申請書に火薬庫工事設計明細書を添えて、当該火薬庫を設置しようとする場所又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2

(火薬庫の所有者又は占有者に係る軽微な変更の工事等)

第十四条  
(略)

2 法第十二条第二項の規定による届出をしようとする火薬庫の所有者又は占有者は、様式第五の火薬庫軽微変更届に当該変更の概要を記載した書面を添えて、火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

会社にあつては定款の写しを添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者が新たに許可を申請する場合には、事業計画書の添附を省略することができる。

四、第四十四条の十四並びに第八十一条の十四の表第七号から第九号までにおいて同じ。)に提出しなければならない。

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十二条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量（同表に掲げる他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量）とする。この場合において、建設用びよう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラムを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

(6)～(8) (略)	(5) は 士 業 事 業 そ の 他 の 事 業 を 営 む 者 で あ つ て 、 販 売 の た め に 都 道 府 県 市 区 町 村 に 貯 蔵 す る 者 の 区 分	(2)～(4) (略)	(1) に 要 す る 火 薬 類 を 消 費 地 を 管 轄 す る 部 道 府 県 市 区 町 村 に 貯 蔵 す る 安 全 な 場 所 に 貯 蔵 す る 者 の 区 分	(6)～(8) (略)	(5) は 士 業 事 業 そ の 他 の 事 業 を 営 む 者 で あ つ て 、 販 売 の た め に 都 道 府 県 市 区 町 村 に 貯 蔵 す る 者 の 区 分

(火薬庫外に貯蔵できる火薬類)

第十五条 法第十二条第一項ただし書の規定により火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量は、次の表の上欄に掲げる者に応じてそれぞれその下欄に掲げる数量（同表に掲げる他の火工品にあっては、同表のその他の火工品の欄に掲げる数量の範囲内において経済産業大臣が告示で定める数量）とする。この場合において、建設用びよう打ち銃用空包に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラムを超えるものにあつてはその空包の数量とし、その原料をなす火薬又は爆薬が〇・四グラム以下のものにあつてはその空包の数量二個を一個として換算し、(1)及び(7)に掲げる鉄道車両用、車両用、船舶用及び航空機用火工品に係る数量並びに(1)、(5)、(7)及び(8)に掲げるその他の火工品に係る数量は、その原料をなす火薬又は爆薬の数量とする。

(6)～(8) (略)	(5) は 士 業 事 業 そ の 他 の 事 業 を 営 む 者 で あ つ て 、 販 売 の た め に 都 道 府 県 市 区 町 村 に 貯 蔵 す る 者 の 区 分	(2)～(4) (略)	(1) に 要 す る 火 薬 類 を 消 費 地 を 管 轄 す る 部 道 府 県 市 区 町 村 に 貯 蔵 す る 安 全 な 場 所 に 貯 蔵 す る 者 の 区 分	(6)～(8) (略)	(5) は 士 業 事 業 そ の 他 の 事 業 を 営 む 者 で あ つ て 、 販 売 の た め に 都 道 府 県 市 区 町 村 に 貯 蔵 す る 者 の 区 分

する者 。(7)に いわ て、府 県知事 、そ の事 業	業の場 合	その他の事 業	業に元 する六 ヶ月以 内	(3) (4) (6)及 び(8)に 眞知事(指 定都 市)	貯 蔵する 火薬類の種 類
				(7)	(8)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～3 (略)

(譲渡の許可申請)

第三十五条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲渡の許可を受けようとする者は、様式第九の火薬類譲渡許可申請書をその住所地を管轄する都道府県知事（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

府 県知事 、そ の事 業	業の場 合	その他の事 業	業に元 する六 ヶ月以 内	(ハ) (ロ) (イ)	県知事の指 示す安 全
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～3 (略)

(譲渡の許可申請)

第三十五条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲受の許可を受けようとする者は、様式第十の火薬類譲受許可申請書をその住所地を管轄する都道府県知事（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）。その譲り受ける火薬類の消費地（消費地が二以上あるときはその主たる消費地）が特定しており、かつ、その消費地を管轄する都道府県知事があるときは、その都道府県知事（当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

する者 。(7)に いわ て、府 県知事 、そ の事 業	業の場 合	その他の事 業	業に元 する六 ヶ月以 内	(ハ) (ロ) (イ)	眞知事(指 定都 市)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～3 (略)

(譲受の許可申請)

第三十六条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲受の許可を受けようとする者は、様式第十の火薬類譲受許可申請書をそ

の住所地を管轄する都道府県知事（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）。その譲り受ける火薬類の消費地（消費地が二以上あるときはその主たる消費地）が特定してはその主たる消費地）が特定しており、かつ、その消費地を管轄する都道府県知事があるときは、その都道府県知事（当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

府 県知事 、そ の事 業	業の場 合	その他の事 業	業に元 する六 ヶ月以 内	(ハ) (ロ) (イ)	眞知事(指 定都 市)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考1～3 (略)

(譲受の許可申請)

第三十六条 法第十七条第一項の規定による火薬類の譲受の許可を受けようとする者は、様式第十の火薬類譲受許可申請書をそ

の住所地を管轄する都道府県知事（その譲り受ける火薬類の消費地（消費地が二以上あるときはその主たる消費地）が特定してはその主たる消費地）が特定しており、かつ、その消費地を管轄する都道府県知事があるときは、その都道府県知事（当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長）に提出しなければならない。

(譲渡又は譲受許可証の書換の申請)

第三十八条の二 法第十七条第七項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の書換を受けようとする者は、様式第十二の許可証書換申請書に当該許可証を添えて、当該許可証の交付を受けた都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。

(譲渡又は譲受許可証の再交付の申請)

第三十九条 法第十七条第八項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けようとする者は、様式第十三の許可証再交付申請書を当該許可証の交付を受けた都道府県知事又は指定都市の長に提出しなければならない。この場合において、申請の理由が当該許可証の汚損であるときは、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

(完成検査の申請等)

第四十一条 法第十五条第一項本文又は第二項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）が行う完成検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十四の完成検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 産業保安監督部長又は都道府県知事（指定都市の区域内にあつては、指定都市の長）は、法第十五条第一項本文又は第二項本文の完成検査において、製造施設が法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が法第十二条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の完成検査証を、交付するものとする。

(譲渡又は譲受許可証の書換の申請)

第三十八条の二 法第十七条第七項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の書換を受けようとする者は、様式第十二の許可証書換申請書に当該許可証を添えて、その交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

(譲渡又は譲受許可証の再交付の申請)

第三十九条 法第十七条第八項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けようとする者は、様式第十三の許可証再交付申請書をその交付を受けた都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、申請の理由が当該許可証の汚損であるときは、当該申請書に当該許可証を添えなければならない。

(完成検査の申請等)

第四十一条 法第十五条第一項本文又は第二項本文の規定により、経済産業大臣又は都道府県知事が行う完成検査を受けようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十四の完成検査申請書を、当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 産業保安監督部長又は都道府県知事は、法第十五条第一項本文又は第二項本文の完成検査において、製造施設が法第七条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるとき又は火薬庫が法第十二条第三項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときは様式第十五の完成検査証を、交付するものとする。

交付するものとする。

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等)

第四十二条 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第十五条第一項本文又は第二項本文」とあるのは「法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号」と、同条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)」が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と、同条第二項中「産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)、第四十四条の二第二項及び第四項、第四十四条の三第二項、第六十七条の七第一項から第三項まで、第八十二条第一項並びに第九十条の二において同じ。)に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(輸入の許可申請)

第四十六条 法第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可を受けようとする者は、様式第二十七の火薬類輸入許可申請

(指定完成検査機関が行う完成検査の申請等)

第四十二条 前条の規定は、指定完成検査機関が行う完成検査に準用する。この場合において、同条中「法第十五条第一項本文又は第二項本文」とあるのは「法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号」と、同条第一項中「経済産業大臣又は都道府県知事が行う」とあるのは「指定完成検査機関が行う」と、「当該製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は当該火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と、「同条第二項中「産業保安監督部長又は都道府県知事」とあるのは「指定完成検査機関」と読み替えるものとする。

2 法第十五条第一項ただし書又は第二項第一号の規定により、指定完成検査機関が行う完成検査を受けた旨を産業保安監督部長又は都道府県知事に届け出ようとする製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、様式第十六の指定完成検査機関完成検査受検届を、完成検査を受けた製造所の所在地を管轄する産業保安監督部長又は火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

(輸入の許可申請)

第四十六条 法第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可を受けようとする者は、様式第二十七の火薬類輸入許可申請

書に火薬又は爆薬にあつてはその成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する都道府県知事（当該陸揚地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該陸揚地を管轄する指定都市の長。次条及び第八十一条の十四の表第十号において同じ。）に提出しなければならない。

（消費の許可申請）

第四十八条 法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可を受けようとする者は、様式第二十九の火薬類消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて消費地を管轄する都道府県知事（当該消費地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該消費地を管轄する指定都市の長。消費地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所地を管轄する都道府県知事（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）。第八十一条の十四の表第十一号及び第十二号において同じ。）に提出しなければならない。

2・3 （略）

（廃棄の許可申請）

第六十五条 法第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可を受けようとする者は、様式第三十の火薬類廃棄許可申請書を廃棄地を管轄する都道府県知事（当該廃棄地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該廃棄地を管轄する指定都市の長。廃棄地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所地を管轄する都道府県知事（当該住所地が指定都市の区域内にある場合にあつては、当該住所地を管轄する指定都市の長）。第八十一条の十四の表第十四号において同じ。）に提出しなけれ

書に火薬又は爆薬にあつてはその成分及び配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類を添えて、陸揚地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（消費の許可申請）

第四十八条 法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可を受けようとする者は、様式第二十九の火薬類消費許可申請書に火薬類消費計画書を添えて消費地を管轄する都道府県知事（消費地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

2・3 （略）

（廃棄の許可申請）

第六十五条 法第二十七条第一項の規定による火薬類の廃棄の許可を受けようとする者は、様式第三十の火薬類廃棄許可申請書を廃棄地を管轄する都道府県知事（廃棄地を管轄する都道府県知事がないときは、その住所を管轄する都道府県知事）に提出しなければならない。

ばならない。

(保安教育計画の認可申請)

第六十七条の二 法第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の規定により保安教育計画の認可を受けようとする製造業者、販売業者又は消費者は、その製造若しくは販売の業又は消費について、法第三条、第五条又は第二十五条第一項の許可を受けた産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長に認可の申請をしなければならない。

(定期自主検査の計画の届出)

第六十七条の十 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、法第三十五条の二第二項の規定により定期自主検査についての計画を届け出るときは、当該製造所又は火薬庫について法第三条又は第十二条の許可を受けた産業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長にしなければならない。

(報告等)

第八十一条の十四 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる者に掲げる場合には、第三欄に掲げる報告書又は届出書を、第四欄に掲げる者に、第五欄に掲げる提出期限までに提出しなければならない。

第一欄
第二欄・ 第三欄
第四欄
第五欄

(保安教育計画の認可申請)

第六十七条の二 法第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の規定により保安教育計画の認可を受けようとする製造業者、販売業者又は消費者は、その製造若しくは販売の業又は消費について、法第三条、第五条又は第二十五条第一項の許可を受けた産業保安監督部長又は都道府県知事に認可の申請をしなければならない。

(定期自主検査の計画の届出)

第六十七条の十 製造業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者は、法第三十五条の二第二項の規定により定期自主検査についての計画を届け出るときは、当該製造所又は火薬庫について法第三条又は第十二条の許可を受けた産業保安監督部長又は都道府県知事にしなければならない。

(報告等)

第八十一条の十四 次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる者に掲げる場合には、第三欄に掲げる報告書又は届出書を、第四欄に掲げる者に、第五欄に掲げる提出期限までに提出しなければならない。

第一欄
第二欄・ 第三欄
第四欄
第五欄

一〇十四 (略)	(略)	(略)
十五 法第二十条 第一条第六号又 は第七号の規 定により、相 続若しくは遺 贈又は法人の 合併若しくは 分割により火 薬類の所有権 を取得した者	(略)	(略)
その住所地を管轄す る都道府県知事 (当 該住所地が指定都市 の区域内にある場合 にあつては、当該住 所地を管轄する指定 都市の長)	(略)	(略)
十五 法第二十条 第一条第六号又 は第七号の規 定により、相 続若しくは遺 贈又は法人の 合併若しくは 分割により火 薬類の所有権 を取得した者	(略)	(略)

(都道府県知事等の報告)	(略)
第八十二条 都道府県知事は、法第五十二条第六項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置の状況その他参考となる事項について適切な方法により当該都道府県又は指定都市の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細についてその発生した日から起算して二十日以内に、様式第四十七の事故等報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。	(身分を示す証票)

(都道府県知事の報告)	(略)
第八十二条 都道府県知事は、法第五十二条第六項の規定により報告を行うときは、速やかに事態又は事故の発生日時及び場所、概要、理由又は原因、措置の状況その他参考となる事項について適切な方法により当該都道府県の区域を管轄する産業保安監督部長に報告するとともに、その詳細について、その発生した日から起算して二十日以内に、様式第四十七の事故等報告書を当該産業保安監督部長に提出しなければならない。	(身分を示す証票)

一〇十四 (略)	(略)	(略)
十五 法第二十条 第一条第六号又 は第七号の規 定により、相 続若しくは遺 贈又は法人の 合併若しくは 分割により火 薬類の所有権 を取得した者	(略)	(略)
その住所地を管轄す る都道府県知事 (当 該住所地が指定都市 の区域内にある場合 にあつては、当該住 所地を管轄する指定 都市の長)	(略)	(略)
十五 法第二十条 第一条第六号又 は第七号の規 定により、相 続若しくは遺 贈又は法人の 合併若しくは 分割により火 薬類の所有権 を取得した者	(略)	(略)

業保安監督部長、都道府県知事又は指定都市の長がその職員に携帯させる証票は、様式第四十九とする。

(条例等に係る適用除外)

第九十二条 第六十四条及び第八十九条（都道府県知事又は指定都市の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は指定都市の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

業保安監督部長又は都道府県知事がその職員に携帯させる証票は、様式第四十九とする。

(条例等に係る適用除外)

第九十二条 第六十四条及び第八十九条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

○火薬類取締法施行規則（昭和11十五年通商産業省令第八十八号）新田改照表

（傍線部分は改正部分）

改  
出  
株

販  
行

様式第1（第2条関係）

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×許可番号

火薬類製造営業許可申請書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
指定都市の長

様式第1（第2条関係）

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×許可番号

火薬類製造営業許可申請書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事

（略）

（代表者） 氏

名印

（略）

（代表者） 氏

名印

様式第2（第6条関係）

×整理番号
×審査結果
×受理日 年 月 日
×許可番号

危害予防規程(変更)認可申請書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第3(第6条関係)

×整理番号
×受理日 年 月 日
×受理日 年 月 日

危害予防規程(変更)認可申請書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第3(第6条関係)

×整理番号
×受理日 年 月 日

危害予防規程変更届

危害予防規程変更届

年 月 日

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
指定都市の長

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第4(第7条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類製造施設等変更許可申請書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
指定都市の長

(代表者) 氏 名印

(略)

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
指定都市の長

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第4(第7条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類製造施設等変更許可申請書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
指定都市の長

(代表者) 氏 名印

(略)

様式5 (第8条、第14条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火薬類製造施設  
火 薬 庫

軽微変更届

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長

殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第6 (第10条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類製造施設  
火 薬 庫

軽微変更届

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事

殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第6 (第10条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類販売営業許可申請書

年 月 日

〔都道府県知事  
指定都市の長〕 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第7 (第13条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

〔都道府県知事  
指定都市の長〕 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第7 (第13条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

〔都道府県知事  
指定都市の長〕 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

(略)

様式第8 (第14条の2関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火薬庫承継届

年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長

殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第9 (第35条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

様式第8 (第14条の2関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火薬庫承継届

年 月 日

都道府県知事  
殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第9 (第35条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

年 月 日

年 月 日

都道府県知事 殿

都道府県知事 殿

(代表者) 氏名印

様式第10（第36条関係）

様式第10（第36条関係）

× 整理番号
× 審査結果
× 受理日 年 月 日
× 許可番号

火藥類議受許可申請書

年月日

都道府県知事  
指定都市の長

(代表者) 氏名印

様式第11(第38条関係)

第1頁

第1頁

様式第11(第38条関係)

## 火藥類讓受許可申請書

年 月 日

都道府県知事

(代表者) 氏名印

名  
目

- 7 -

第 号  
年 月 日

火薬類  
〔  
譲渡  
譲受  
〕  
許可証  
〔  
都道府県知事  
指定都市の長  
〕  
印

(略)

第 号  
年 月 日

火薬類  
〔  
譲渡  
譲受  
〕  
許可証  
〔  
都道府県知事  
印  
〕

(略)

備考 (略)  
第2頁以下

(略)

様式第12 (第38条の2関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

様式第12 (第38条の2関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火薬類  
〔  
譲渡  
譲受  
〕  
許可証書換申請書

年 月 日

〔都道府県知事〕

火薬類  
〔  
譲渡  
譲受  
〕  
許可証書換申請書

年 月 日

〔指定都市の長〕殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第13 (第39条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火薬類  
〔譲渡  
譲受〕

許可証再交付申請書

年 月 日

〔都道府県知事  
指定都市の長〕殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第14 (第41条、第42条関係)

火薬類  
〔譲渡  
譲受〕

許可証再交付申請書

年 月 日

〔都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第14 (第41条、第42条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

〔都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

## 完成検査申請書

年 月 日

## 完成検査申請書

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長

殿

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定完成検査機関名

殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第15 (第41条、第42条関係)

(略)

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長

印

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定完成検査機関名

印

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第15 (第41条、第42条関係)

(略)

産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定完成検査機関名

印

備考 1 ~ 3 (略)

様式第16 (第42条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

指定完成検査機関完成検査受検届

年 月 日

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

年 月 日

指定完成検査機関完成検査受検届

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿  
指定都市の長

(略)

様式第17(第43条関係)

(代表者) 氏 名印

×整理番号	
×受理日	年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者) 氏 名印

様式第17(第43条関係)

完成検査結果報告書

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名印

様式第17(第43条関係)

(代表者) 氏 名印

×整理番号	
×受理日	年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿  
指定都市の長

(代表者) 氏 名印

様式第18(第44条の2、第44条の3関係)

完成検査結果報告書

年 月 日

産業保安監督部長  
都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名印

様式第18(第44条の2、第44条の3関係)

(代表者) 氏 名印

×整理番号	
×受理日	年 月 日

保安検査申請書

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事
指定都市の長
指定保安検査機関名

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第19 (第44条の2、第44条の3関係)

(略)

産業保安監督部長
都道府県知事
指定都市の長
指定保安検査機関名

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第19 (第44条の2、第44条の3関係)

産業保安監督部長
都道府県知事
指定都市の長
指定保安検査機関名

備考 1～3 (略)

様式第20 (第44条の3関係)

×整理番号
×受理日 年 月 日

保安検査申請

年 月 日

産業保安監督部長
都道府県知事
指定都市の長
指定保安検査機関名

(代表者) 氏 名印

(略)

産業保安監督部長
都道府県知事
指定都市の長
指定保安検査機関名

備考 1～3 (略)

様式第20 (第44条の3関係)

×整理番号
×受理日 年 月 日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
〔指定都市の長〕

(代表者) 氏  
名㊞

(略)

様式第21 (第44条の4関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
〔指定都市の長〕

(代表者) 氏  
名㊞

(略)

様式第21 (第44条の4関係)

保安検査結果報告書

年 月 日

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
〔指定都市の長〕

(代表者) 氏  
名㊞

(略)

様式第25 (第44条の14関係)

×整理番号	
-------	--

〔産業保安監督部長〕 殿  
都道府県知事  
〔指定都市の長〕

(代表者) 氏  
名㊞

(略)

様式第25 (第44条の14関係)

×整理番号	
-------	--

×受 理 日	年	月	日
--------	---	---	---

完成検査記録届

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
都道府県知事 殿  
〔指定都市の長〕

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第26 (第44条の14関係)

×整理番号			
×受 理 日	年	月	日

保安検査記録届

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
都道府県知事 殿  
〔指定都市の長〕

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第27 (第46条関係)

×受 理 日	年	月	日
--------	---	---	---

完成検査記録届

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第26 (第44条の14関係)

×整理番号			
×受 理 日	年	月	日

保安検査記録届

年 月 日

〔産業保安監督部長〕  
都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

様式第27 (第46条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×認可番号	

火薬類輸入許可申請書

年 月 日

都道府県知事  
〔指定都市の長〕殿

(代表者) 氏 名<sup>㊞</sup>

(略)

様式第28 (第47条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火薬類輸入許可申請書

年 月 日

都道府県知事 殿

(代表者) 氏 名<sup>㊞</sup>

(略)

様式第28 (第47条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×認可番号	

火薬類輸入届

年 月 日

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×認可番号	

火薬類輸入届

年 月 日

都道府県知事  
指定都市の長

殿

(代表者) 氏  
名印

(略)

様式第29 (第48条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×認可番号	

都道府県知事  
指定都市の長

殿

(代表者) 氏  
名印

(略)

様式第29 (第48条関係)

×整理番号	
-------	--

都道府県知事 殿

(代表者) 氏  
名印

(略)

様式第29 (第48条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×認可番号	

都道府県知事  
指定都市の長

殿

(代表者) 氏  
名印

(略)

様式第30 (第65条関係)

×整理番号	
-------	--

×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×認 可 番 号	

火薬類廃棄許可申請書

年 月 日

〔都道府県知事  
指定都市の長〕  
殿

(代表者) 氏  
名印

(略)

様式第47 (第82条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

事故等報告書

年 月 日

産業保安監督部長 殿

×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×認 可 番 号	

火薬類廃棄許可申請書

年 月 日

〔都道府県知事  
殿

(代表者) 氏  
名印

(略)

様式第47 (第82条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

事故等報告書

年 月 日

産業保安監督部長 殿

産業保安監督部長 殿

、

都道府県知事  
〔指定都市の長〕

(略)

〔都道府県  
指定都市〕 等関係行政機関がとった措置

(略)

都道府県知事

(略)

都道府県等関係行政機関がとった措置

(略)

備考 1～2 (略)

様式第49 (第89条関係)

第1頁

←———— 8.4センチメートル —————→

第1頁

←———— 8.4センチメートル —————→

写真貼付面

— チ メ ト ル —

第 号

職 氏 名

生年月日

火薬類取締法第43条第4項の規定による

立 入 檢 查 証

年 月 日 発行

有効期間

経済産業大臣  
産業保安監督部長  
都道府県知事  
指定都市の長

印

— チ メ ト ル —

第 号

職 氏 名

生年月日

火薬類取締法第43条第4項の規定による

立 入 檢 查 証

年 月 日 発行

有効期間

経済産業大臣  
産業保安監督部長  
都道府県知事

印

火薬類取締法抜粋

第43条 経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄業者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保安場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

4 前3項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ「関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第61条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

五 第35条第1項、第43条第1項から第3項までの規定による検査若しくは撤去を拒み、妨げ若しくは忌避し

火薬類取締法抜粋

第43条 経済産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者、販売業者、消費者、廃棄業者又は火薬類を保管する者の製造所、販売所、火薬庫、消費場所、廃棄場所又は保安場所に立ち入り、その者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の分量に限り火薬類を収去させることができる。

4 前3項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ「関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5 第1項から第3項までの規定による立入検査は、関係者の正当な業務又は行為を妨害するものであつてはならず、且つ、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第61条 次の各号の1に該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

五 第35条第1項、第43条第1項から第3項までの規定による検査若しくは撤去を拒み、妨げ若しくは忌避し

、又は質問に対しても陳述をせざ、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第50（第90条の2関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×認可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

〔都道府県知事  
指定都市の長〕 殿

(代表者) 氏 名印

(略)

、又は質問に対しても陳述をせざ、若しくは虚偽の陳述をした者

様式第50（第90条の2関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×認可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

〔都道府県知事 殿〕

(代表者) 氏 名印

(略)